

### 3. 申請区分・提出書類及び添付書類等

#### 1) 申請区分

許可申請は、以下の1～9の中から該当するものを選んでください。

1. **新規** 現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない場合
2. **許可換え新規** 現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し、新たに許可を申請する場合
3. **般・特新規**
  - ア 一般建設業の許可のみを受けている者が、新たに特定建設業の許可を申請する場合
  - イ 特定建設業の許可のみを受けている者が、新たに一般建設業の許可を申請する場合
4. **業種追加**
  - ア 一般建設業の許可を受けている者が、他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合
  - イ 特定建設業の許可を受けている者が、他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
5. **更新** すでに許可を受けている建設業をそのまま続けようとするする場合
6. **般・特新規 + 業種追加** 区分3と4を同時に申請する場合
7. **般・特新規 + 更新**  
区分3と5を同時に申請する場合 ※許可年月日の調整が必須となる
8. **業種追加 + 更新**  
区分4と5を同時に申請する場合 ※許可年月日の調整が必須となる
9. **般・特新規 + 業種追加 + 更新**  
区分3と4と5を同時に申請する場合 ※許可年月日の調整が必須となる

※許可年月日の調整とは、上記7～9のような申請を行う際に、既に許可を受けている全ての業種についても許可の更新を行い、許可の有効期間の満了日を同一とすることをいいます。

許可承継の認可申請は、以下の10～13の中から該当するものを選んでください。

なお、認可申請（相続の認可を除く）は譲渡等を行う日の少なくとも30日（入札参加資格の承継を希望する場合は60日）以上前に申請してください。

審査を円滑に進めるために、申請前に必ず余裕をもって事前相談をしてください。

10. **譲渡**
11. **合併**
12. **分割**
13. **相続** ※個人事業に限る

#### 2) 変更等の届出

1. **事実の発生したときから30日以内に提出するもの**
  - (1) 商号又は名称を変更したとき ※
  - (2) 既存の営業所の名称、所在地又は業種を変更したとき ※
  - (3) 法人の資本金額（又は出資総額）及び役員（株主含む）の氏名に変更があったとき ※
  - (4) 個人事業主の氏名又は支配人の氏名に変更があったとき ※
  - (5) 営業所を新設したとき  
※入札参加資格の変更届を兼ねている。（役員の変更は代表者の変更の場合のみ）
2. **事実の発生したときから2週間以内に提出するもの**
  - (1) 常勤役員等（経營業務の管理責任者）に変更があったとき
  - (2) 専任技術者に変更があったとき
  - (3) 新たに令第3条に規定する使用人になったものがあるとき
  - (4) 常勤役員等（経營業務の管理責任者）、専任技術者が要件を欠いたとき、若しくは申請者、申請者の役員、並びに政令で規定する使用人が法第8条の欠格要件に該当するとき
  - (5) 健康保険等の加入状況
3. **毎事業年度経過後4ヶ月以内に提出するもの（(2)～(5)については変更があった場合のみ）**
  - (1) 毎事業年度（決算期）を経過したとき（決算報告）
  - (2) 使用人数に変更があったとき
  - (3) 令第3条に規定する使用人に変更を生じたとき
  - (4) 定款に変更があったとき

3) 廃業等の提出（事実発生の日より30日以内に提出）※

- (1) 許可を受けた個人の事業主が死亡したとき
- (2) 法人が合併により消滅したとき
- (3) 法人が破産手続開始の決定により消滅したとき
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき
- (5) 許可を受けた建設業を廃止したとき

※入札参加資格の廃業届を兼ねています。（般・特新規や業種追加により、特→般になる場合はその許可申請と同時に提出しなければ、廃業の処理のみが行われるため注意してください。）

※様式は国土交通省の法令改正等に伴い、適宜改正されることがあります。改正があった場合は、最新の様式を県庁のHP（建設業指導班のページ）に掲載します。原則として最新の様式でなければ受付できませんので、十分に確認のうえ提出してください。

※当該手引に記載のある提出書類については、原則的なものであり、記載内容の確認に必要な他の書類を求める場合があります。

※書類は両面で作成しないように注意してください。

※提出書類の編纂順は次の「許可申請書編纂順及び添付書類一覧表」のとおりです。なお、許可申請書類は、正本（1部）をA4縦型の【緑色紙ファイル】に綴じて提出してください。

変更届、廃業届はクリップ留めにより提出してください。

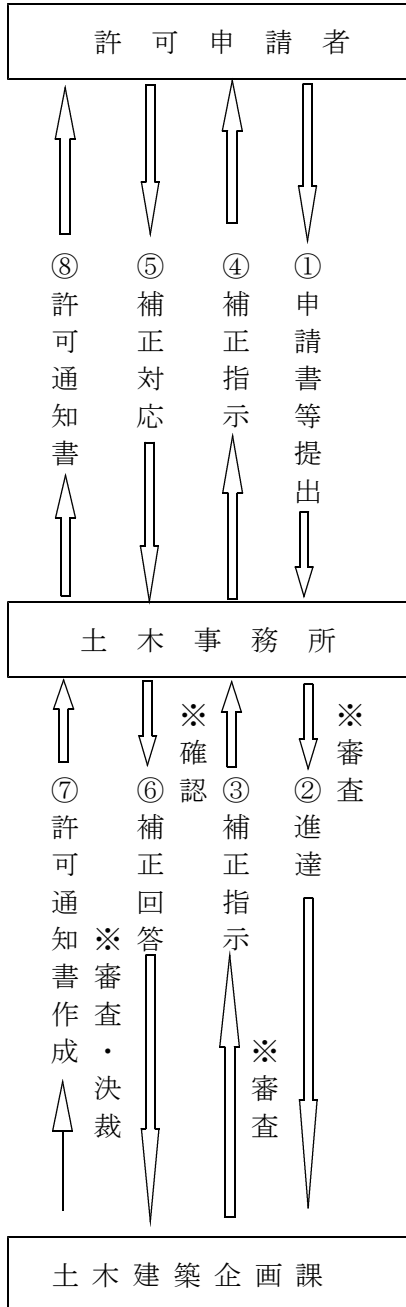


認可申請書編纂順及び添付書類一覧表

編纂順	様式番号	申請書類及び添付書類	閲覧対象				
				譲渡	合併	分割	相続
1	第22号の5	譲渡及び譲受認可申請書	○	○			
2	第22号の7	合併認可申請書	○		○		
3	第22号の8	分割認可申請書	○			○	
4	第22号の10	相続認可申請書	○				○
5	第22号の9	届出書（譲渡等に係る認可申請した旨の届出）該当する場合に県知事へ提出	○	○	○	○	
6	第22号の12	届出書（相続に係る認可申請した旨の届出）該当する場合に県知事へ提出	○				○
7	別紙一	役員等一覧表	○	○	○	○	○
8	別紙二	営業所一覧表（相続の場合・・・別紙一）	○	○	○	○	○
9	別紙三	専任技術者一覧表（相続の場合・・・別紙二）	○	○	○	○	○
10	第11号	令3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○
11	第4号	使用人数	○	○	○	○	○
12	第6号	誓約書	○	○	○	○	○
13	第2号	工事経歴書	○	○	○	○	○
14	第3号	直前3年各営業年度における工事施工金額	○	○	○	○	○
15	第15号	貸借対照表（法人）	○	○	☆	☆	
16	第16号	損益計算書 完成工事原価報告書（法人）	○	○	☆	☆	
17	第17号	株主資本等変動計算書（法人）	○	○	☆	☆	
18	第17号の2	注記表（法人）	○	○	☆	☆	
19	第17号の3	附属明細表（法人） ※1	○	○	☆	☆	
20	第18号	貸借対照表（個人）	○	○	☆	☆	
21	第19号	損益計算書（個人）	○	○	☆	☆	
22		定款（法人のみ）		○	○	○	
23	第20号	営業の沿革	○	○	☆	☆	○
24	第20号の2	所属建設業者団体	○		☆	☆	○
25	第7号の3	健康保険等の加入状況 認可日から2週間以内に提出 ※2	○	○	○	○	○
26	第20号の3	主要取引金融機関名	○		○	○	○
27		登記されていないことの証明書等 ※3	×	○	○	○	○
28		身分証明書 ※3	×	○	○	○	○
29	第7号 ※6	常勤役員等（経營業務の管理責任者）証明書 ※4	×	○	○	○	○
30	別紙	常勤役員等の略歴書	×	○	○	○	○
31	第7号の2 ※6	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	×	○	○	○	○
32	別紙1	常勤役員等の略歴書	×	○	○	○	○
33	別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	×	○	○	○	○
35	第8号	専任技術者証明書（新規・変更） ※5	×	○	○	○	○
36		卒業証明書	×	▲	▲	▲	▲
37	第9号	実務経歴証明書	×	▲	▲	▲	▲
38		資格証明書	×	▲	▲	▲	▲
39		監理技術者資格者証	×	▲	▲	▲	▲
40	第10号	指導監督的実務経歴証明書	×	▲	▲	▲	▲
41	第12号	許可申請者（役員等）の住所、生年月日等に関する調書	×	○	○	○	○
42	第13号	令3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 ※兼11号様式で該当がない場合は、省略可能	×	▲	▲	▲	▲
43	第14号	株主調書（法人のみ）	×	○	○	○	
44		納税証明書 ※9納税証明書の種類に注意	×	○	☆	☆	○
45		残高証明書等 ※7	×	○	○	○	○
46		商業登記簿謄本 ※8取締役等重任確認	×	○	☆	☆	○
47	第22号の6	誓約書（健康保険等に関する届出について）	×	○	○	○	
48	第22号の11	誓約書（健康保険等に関する届出について）	×				○
49		譲渡・合併・分割契約書の写し 合併・・・合併比率説明書を追加 分割・・・分割比率説明書を追加 ※新設分割の場合は分割計画書を提出	×	○	○	○	
50		譲渡、合併、分割に関する法人の意思決定を証する書類	×	○	○	○	
51		戸籍謄本等（申請者と被相続人との続柄が確認できるもの）	×				○
52		他の相続人の同意書	×				▲
53		営業所の写真	×	○	○	○	○

- 審査を円滑に進めるために、認可申請を行う場合は必ず事前に相談をすること。
  - 認可申請（相続の認可を除く）は譲渡等を行う日の少なくとも30日以上（入札参加資格の承継を希望する場合は少なくとも60日以上）前に申請すること。
  - 相続の認可申請を行う場合は建設業者（被相続人）の死亡後30日以内に申請すること。
  - 承継による認可を受けることにより許可が都道府県知事許可から国土交通大臣許可に切り替わる場合は、認可申請者のうち都道府県知事許可を受けている建設業者は、国土交通大臣への認可申請と併せて、当該都道府県知事に認可申請を行った旨の届出（相続による認可の場合は様式第22号の11。その他の認可の場合は様式第22号の9）を行うこと。
  - ※1 資本の額が1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社（特例有限会社を除く）が対象。有価証券報告書提出会社については、当該報告書の写しの提出をもって、付属明細書の提出を免除する。
  - ※2 加入状況の確認書類（社会保険：申請時の直前の保険料の納入に係る「領収書又は納入通知書」等、雇用保険：申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書の控え」及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書の写し」等）をマスキングを施した上で窓口で提出すること。
  - ※3 役員及び令第3条に定める使用人に係る証明のみでよい。役員と同等の支配力を有する者（相談役、顧問、株主等）に係る証明は必要ない。変更届の場合は、追加された役員及び令第3条に定める使用人に係る証明のみでよい。申請、届出日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。「登記されていないことの証明書」に代えて、「契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる。能力を有する旨を記載した医師の診断書」を提出することも可能。（令和元年9月14日施行の建設業法改正による）
  - ※4及び※5 常勤性を証する書類（健康保険証の写し又は標準報酬決定通知書等）をマスキングを施した上で窓口で提示すること。
  - ※6 第7号及び第7号の2については該当する書類のいずれかを提出。
  - ※7 残高証明書については、申請時前2週間以内のものとする。
  - ※8 電算化後のものについては、履歴事項全部証明書とする。取締役等の任期が満了し、重任登記の確認が必要な場合には省略不可。
  - ※9 納税証明書は事業税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額が記載された納税証明書を提出すること（県税について滞納がないことの証明書では不可）。
- 印は必要書類 ▲印は場合によって必要な書類 △印は省略可能な書類 ◇印は変更がない場合に省略可能な書類
- ☆印は合併、分割により新設される法人は承継日から30日以内に提出が必要。
- 上記以外に知事が求める書類がある場合、あわせて提出すること。

○知事許可の場合



●申請手数料  
 新規許可（般・特新規含む）・・・90,000円  
 業種追加・更新許可・・・・・・・・50,000円  
 いずれも大分県収入証紙により納付

●提出書類（許可申請書等の部数）  
 正本・・・1部（土木建築企画課用）  
 写し・・・2部（土木事務所用、申請者用）

※申請書や変更届は主たる営業所を管轄する土木事務所に提出してください。

※許可通知書は県庁で作成後、土木事務所を通じて渡すことになります。なお、許可通知書は再発行できませんので、紛失しないように保管してください。

※土木事務所では許可申請書類の不足など、形式的な審査を行った後に受付けます。許可要件の詳細な審査は土木建築企画課において行うため、受付後においても許可要件が確認できない等の理由により、許可ができない場合があります。当該手数料は申請手数料であるため、その場合においても返還できません。申請の前にはしっかりと要件を確認してください。

※建設業許可申請等において、検査（調査）が必要な事項がある場合には、建設業法第31条により、営業所等への立入検査（調査）を行う場合があります。

**申請区分及び申請手数料**

県知事許可の場合：①から⑧までの例示

① 申請区分【新規】

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼
許可を受けようとする建設業	1	1									
申請時に既に許可を受けている建設業											

【申請手数料】

新規（一般） 9万円

② 申請区分【般・特新規】

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼
許可を受けようとする建設業	2										
申請時に既に許可を受けている建設業	1	1			1						

【申請手数料】

般・特新規（特定） 9万円

※一般許可のみが新たに特定許可を申請。

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼
許可を受けようとする建設業		1									
申請時に既に許可を受けている建設業	2							2	2		

【申請手数料】

般・特新規（一般） 9万円

※特定許可のみが新たに一般許可を申請。

③ 申請区分【業種追加】

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼
許可を受けようとする建設業		1						1	1		
申請時に既に許可を受けている建設業	1				1						

【申請手数料】

業種追加（一般） 5万円

※注意

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼
許可を受けようとする建設業	2				2						
申請時に既に許可を受けている建設業	1	2									

【申請手数料】

業種追加（特定） 5万円

※既に特定許可（建）を受けているため、（土）の「一般から特定」への許可の切り替えの場合でも特定許可の業種追加となる。一般と特定の両方の許可を受けている場合は、般・特新規の申請にはならない。

④ 申請区分【更新】

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼
許可を受けようとする建設業	1	2			1	1		2	1		
申請時に既に許可を受けている建設業	1	2			1	1		2	1		

【申請手数料】

更新（一般） 5万円＋  
更新（特定） 5万円  
＝10万円

⑤ 申請区分【般・特新規＋業種追加】

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼
許可を受けようとする建設業	<input type="checkbox"/>	2	<input type="checkbox"/>	1	1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
申請時に既に許可を受けている建設業	1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【申請手数料】  
 般・特新規（特定）9万円＋  
 業種追加（一般）5万円  
 ＝14万円

※一般許可のみであるため、特定許可の申請は、「般・特新規」に該当し、併せて、一般許可の業種を追加する申請。

⑥ 申請区分【般・特新規＋更新】

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼
許可を受けようとする建設業	<input type="checkbox"/>	1	1	1	1	1	<input type="checkbox"/>	2	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
申請時に既に許可を受けている建設業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【申請手数料】  
 般・特新規（一般）9万円＋  
 更新（特定）5万円  
 ＝14万円

※特定許可のみであるため、一般許可の申請は、「般・特新規」に該当し、併せて、既存の特定許可の更新をする申請。

⑦ 申請区分【業種追加＋更新】

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼
許可を受けようとする建設業	<input type="checkbox"/>	1	1	1	1	1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
申請時に既に許可を受けている建設業	<input type="checkbox"/>	1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【申請手数料】  
 業種追加（一般）5万円＋  
 更新（一般）5万円  
 ＝10万円

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼
許可を受けようとする建設業	2	1	1	1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
申請時に既に許可を受けている建設業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1	1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【申請手数料】  
 業種追加（一般）5万円＋  
 業種追加（特定）5万円＋  
 更新（一般）5万円＋更新（特定）  
 5万円＝20万円

⑧ 申請区分【般・特新規＋業種追加＋更新】

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼
許可を受けようとする建設業	2	1	1	1	2	1	<input type="checkbox"/>	1	1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
申請時に既に許可を受けている建設業	<input type="checkbox"/>	1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1	1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【申請手数料】  
 般・特新規（特定）9万円＋  
 業種追加（一般）5万円＋  
 更新（一般）5万円＝19万円